

平成21年度事業計画書

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

(財)日本容器包装リサイクル協会

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容リ法」という。)に基づく国の指定法人として、特定事業者から受託した容器包装の再商品化業務を適正・確実に実施し、その実施に当たっては環境負荷低減と経済合理性を追求する。併せて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及・啓発を行うことにより、国民の生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与し、循環型社会の構築に貢献する。

また、わが国の廃棄物行政の一翼を担う当協会は、容器包装の再商品化に関わる全ての主体から支持され信頼される公益法人たるべく、ガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底を基本として、常に業務の改善・改革を図り、情報開示を積極的に進め、透明性の高い事業活動に努める。

記

1. 容リ法に基づく「再商品化業務の実施」と「市町村への資金拠出」

再商品化業務規程(容リ法第24条)に則り、再商品化の義務を負う特定事業者等からの委託を受け、下表に掲げる“再商品化委託単価”に基づいて、特定事業者等から再商品化委託料金を徴収し、(1)および(2)の業務を実施する。

素 材 名		再商品化委託単価	
		21年度再商品化実施委託単価	20年度拠出委託単価
ガラス	無色ガラスびん	4,100円/トン	0円/トン
	茶色ガラスびん	5,500円/トン	0円/トン
	その他色ガラスびん	9,200円/トン	0円/トン
PETボトル		1,700円/トン	1,300円/トン
紙製容器包装		13,300円/トン	1,900円/トン
プラスチック製容器包装		65,700円/トン	10,600円/トン

(1) 分別基準適合物の再商品化

特定事業者等から徴収した再商品化実施委託料により、市町村において収集された分別基準適合物の再商品化を、再商品化事業者(=再生処理事業者及び運搬事業者)に委託して行う。

分別基準適合物の量は、各市町村分別収集計画に定められた21年度の分別基準適合物ごとの分別収集見込量のうち、再商品化業務に関して当該市町村と当協会との間で契約した引取り量とする。

(2) 改正容り法に基づく市町村への資金拠出

特定事業者から徴収した再商品化拠出委託料により、改正容り法第10条の2「市町村への資金拠出制度」のルールの下で、平成21年9月末までに市町村への資金拠出を行う。

2. 容り法の円滑・適正な遂行

(1) 不正及び不適正行為の防止

再商品化事業者の入札登録資格要件審査及び入札選定の厳格実施、再商品化の操業記録のチェックと確認、再生処理事業者への立ち入り検査、再商品化事業者に対する措置規程の厳正適用、また、再商品化製品利用事業者についても必要に応じて立ち入り調査を実施し、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽報告がないか等、多面的な不正防止対策を実行し、不適正行為の防止に努める。

(2) ただ乗り事業者への対応

当協会の独自調査に基づいて、義務不履行と思われる事業者へのアプローチを継続し、主務省庁に必要な情報提供を行っていく。また、ただ乗り事業者には法律の施行時点に遡って義務を履行させるよう、主務省庁との緊密な連携のもとで厳格に対応する。

(3) 有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PETボトル、ガラスびん及び紙製容器包装の再商品化委託における有償入札の対象については、特に、再商品化事業に関する与信管理に努めるとともに、これら有償入札に伴う収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を実施していく。

(4) 市町村からのPETボトルの円滑な引渡し

近年、市町村が収集したPETボトルは、収集量の約50%が当協会に引き渡されず、市町村が独自に販売処理している。その影響を受けた落札価格の上昇により、国内のリサイクルシステムそのものの崩壊が懸念される状況になっている。

このため当協会では、平成21年度も前年度に引き続き全国の市町村を訪問し、当協会への引渡しメリットの説明と、引き渡し量の増加要請の活動を強力に推進する。また、市町村独自処理の引き受け先となっている中国での再生処理の状況について現地調査し、市町村への啓発活動を実施するための情報を入手する。

3. 再商品化の一層の改善

(1) 再商品化コストの適正化

再商品化コストの適正化と一層の低減に向けた取り組みを継続する。とりわけ、分別基準適合物の中で、量・費用とも圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、国の「再商品化手法検討会」等関係審議会における議論を踏まえ、合理的・効率的な運用を図る。

(2) 市町村の品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引取る分別基準適合物の一層の品質改善を図る。特に、プラスチック製容器包装に関しては、ベール品質調査の厳格な実施に努め、品質に問題のある市町村に対しては、具体的な改善計画の策定と実施等、品質改善アプローチの働きかけを一層強める。

(3) 再商品化の適正かつ確実な実施

再商品化事業者に、設備稼働状況、市町村からの引き取り物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関して、当協会指定の書式による報告書を定期的に提出させるとともに、再商品化が確実かつ適正に実施されるよう、再商品化事業者だけでなく、再商品化製品利用先の立ち入り調査も行い、再商品化の確認を一層向上する。

(4) プラスチック製容器包装の再商品化スキームに関する調査・研究

平成19年6～7月に実施した「欧州におけるプラスチック製容器包装リサイクル状況調査」結果の分析レポートを踏まえながら、わが国における再商品化スキーム全体の実態確認、情報蓄積及び課題整理等に関する調査・研究活動を行う。

4. 再商品化に関する情報の収集・提供

(1) 広報活動の活性化

平成20年度からスタートした「広報懇談会」のメンバーである外部の有識者や行政関係者との意見交換を通して要望・提言等を聞き取り、当協会の広報活動全般にわたって活性化を図っていく。

(2) 再商品化の“見える化”に向けた情報開示

年間100万アクセスを超える当協会ホームページでのリサイクル品最終用途の開示については、より分かりやすい開示に向けて「地域別」視点からの充実を目指す。また、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの同意を得た上での事業者毎の再商品化委託料金、協会をめぐり量・金額のトータルフロー等の有効な情報開示を推進し、情報提供ツールとしての一層の活用を図る。

(3) 会報「協会ニュース」の充実

「日本容器包装リサイクル協会ニュース」(季刊)については、読み手のニーズを反映したわかりやすい誌面づくりと内容の充実を図りつつ、賛助会員、特定事業者、自治体および関係業界等に対して、再商品化の実施状況や容り法の解釈、運用に関する情報を提供していく。

(4) 積極的なメディア対応

新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容り法に基づく諸施策や当協会が行う再商品化業務の目的や具体的内容等についての理解促進を図る。

5．再商品化の普及・啓発

(1) 説明会の開催

市町村説明会、商工会議所・商工会県連等に対する説明会、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各種説明会の開催を通じて再商品化の適正な実施の徹底を図る。

(2) 講師派遣

自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、改正容リ法に基づく主要事項（排出抑制の促進、市町村への拠出金制度、PETボトル等容器包装廃棄物の市町村から当協会等への円滑な引渡し、ただし乗り事業者対策の強化等）について周知を図る。

6．内外関係機関等との連携

(1) 国内関係機関との連携

再商品化の円滑な実施を図るため、主務省庁、分別収集の意向を有する市町村、清掃事業において市町村の声を集約する（社）全国都市清掃会議との情報交換を行うとともに、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会等との連携を強化し、必要に応じて調査事業を委託あるいは共同で実施する。

(2) 各種イベントへの後援・協賛と参加

国や自治体あるいは各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルをはじめとする環境問題に関するリサイクルフェア等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会と連携しながら後援・協賛又は参加する。

(3) 外国関係機関との交流

海外におけるリサイクル事情の把握のために、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜実施する。

7．協会業務の改善

(1) リスク管理対策

当協会に危機事象が発生した場合の機動的な協議や情報交換、また弁護士など専門家との連携を強化し、全組織的に迅速・的確に対処するための体制維持と実効性を確保する。

事務局の情報セキュリティシステムの運用を徹底し、リスク管理対策を万全なものとする。

20年度に作成した「地震など自然災害時における事務局対応マニュアル」を、協会業務の継続性との関連で具体的な対応策も含めて更に整備充実する。

(2) オンライン申込み増加による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込み

ついて、オンライン申込みの増加を図る。特に、特定事業者の直接オンライン申込み率は、平成19年度では件数ベースで18.6%の低さにとどまっていることから、種々の会議・会合、送付文書、ホームページ、会報などを通じて、オンラインシステム(REINS)利用によるデータ管理上のメリット、利便性向上による事務合理化等について理解を求めながら、なお一層のシステム利用率向上を図っていく。

(3) 事務局内における3Rへの取り組み・工夫

当協会事務局業務の中でも、3Rへの取り組みや工夫は可能であるという観点から現在、“紙使用量の削減”に数値目標を掲げて取り組んでいる。平成21年度においても、関係先への送付文書の見直し、会議資料の見直し等を実施して目標達成に努めるほか、協会業務を進めていく中で、3Rの推進に関する役職員個々の意識高揚を図る。

8. 新公益財団法人への早期移行

当協会では、平成20年3月の理事会で決定された「平成20年度事業計画」において、新法に基づく公益財団の認定を、移行期間中（平成20年12月1日以降、5年以内）のできるだけ早い時期に行うことを明記し、更に同年6月の理事会においては、現在の役員・評議員の任期が満了する平成22年3月迄の間に公益認定を受けるべく諸準備を進めることを説明し了承された。種々の準備作業は、主務五省との定期的な協議を踏まえながら進めているが、平成21年度においては、新公益財団法人への早期移行に向けて別途作成する作業工程表に基づいて、定款変更、理事会・評議員会の再編、諸規程の整備等の具体的な諸課題をクリアしながら、平成21年11月頃の公益認定申請を目指し諸準備に万全を期す。

以 上